

第二十一回帝國議會 非常特別稅法中改正法律案外七件委員會會議錄(速記)第五回

會議

衆議院

明治三十七年十二月十五日午前十時五十五分開議

出席委員左ノ如シ

飯島省三郎君

野田卯太郎君

瀬下秀夫君

江原素六君

丹後直平君

武富時敏君

池田惟貞君

多田作兵衛君

森懋君

石井信君

河原林義雄君

大藏次官法學博士阪谷芳郎君

大藏省主稅局長若槻禮次郎君

大藏書記官菅原通敬君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
非常特別稅法中改正法律案外七件

○委員長武富時敏君 是ヨリ會ヲ開キマス

○多田作兵衛君 本會ヲ開キマス前ニ建議がゴザイマス、之ヲ直チニ本會ヲ開キマス

テ、一箇條^ヲ修正^ヲ致スト云フコトニスレバ、餘程混雜^ヲシテ議事ノ拂りが惡ルイト思ヒマスカラ、便利ノタメニ七名ノ委員ヲ選ンデ、大抵說ノ分リキ^ヲ居ルトコロハ、修正案

ヲ作ラセマシテ、ソレヲ此處ニ出サセテ、ソレヲ議案トシテ議スルコトニシタ方ガ、議事が拂ラウト思ヒマス、其七名ノ委員ハ委員長ノ指名ニシタイ考デゴザイマス

(「贊成タク」ノ聲起ル)

○委員長武富時敏君 ソレデハ多田君ノ御意見ニ、御異議ハアリマセヌヤウデゴザイマスカラ、七名ノ委員ヲ指名致シマス、多田作兵衛君、櫻井駿君、荻野芳藏君、渡邊修君、加藤政之助君、角田真平君、佐々木正藏君、ソレデハ此七名ノ委員ノ諸君

ハ、急ニ御著手ニナリマシテ、成ベク午前中ニ修正案ヲ御作リニナリタウゴザイマス、此會ハ是デ休憩致シマシテ、午後一時ヨリ開會スルコトニ致シマス

午前十時五十九分休憩

午後四時六分開議

○委員長武富時敏君 ソレデハ委員會ヲ開キマス、午後三出來マシタ七名ノ整理委員成案ガゴザイマスガ、ソレハ蒟蒻版摺ニシテ、皆サンニ御迴ハシテアリマス、是ア御承知ノヲ願ヒタイ、マダ御取リニナラヌ方ハ、コチラニゴザイマス

○森懋君 質問ヲ致シタイノデスガ

○委員長武富時敏君 チヨット御待チ下サイ、マダ報告ガ濟ミマセヌ、其蒟蒻版ノ外ニ、アチラコチラニ澤山直ツタノガアリマスガ、是ハ大概御訂正ニナラヌ居ラウト思ヒマスガ、ソレカラモウ一ツ申上ゲマスノハ、七名ノ委員中ニ意見ガ一致シナカツタノハ、所得稅ノ項ニ就キテ、七名中多數ノ意見ハ、會社ニ課カル甲乙ト云フ區別ヲ、皆取^ヲ仕舞^フ、一列

ニ十五割ノ稅ヲ課ス、斯ウ云ウノ多數ノ意見デゴザイマス、少數ノ意見ハ先づ原案ノ通、此ニツノ意見ニ別レテ、別レタマ、ヲ、諸君ニ御報告スルコトニナリマシタ、ソレデ非常

特別稅法中改正法律案ノ逐條審議ニ掛リマス、第一條ヲ議題ト致シマス、是ハ御意見ハゴザイマセヌカ

○委員長武富時敏君 第一條ハ異議ナク決定致シマス、第二條先づ地租ノ方ヲ決

(「原案贊成ト呼フ者アリ」)

○委員長武富時敏君 第一條ハ異議ナク決定致シマス、第二條先づ地租ノ方ヲ決

(「委員會ノ修正ヲ報告ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 修正^ヲ地租ノ方^ヲ、市街宅地地價百分ノ二十五箇五トアルヲ、百分ノ十七箇五ト改メ、郡村宅地地價百分ノ十箇五トアル^ヲ、五箇五、其他ノ土地地價百分ノ三箇——意見ガナケレバ決定致シマス、次ハ營業稅、是ハ委員ノ修正ハゴザイマセヌ

(「原案贊成ト呼フ者アリ」)

○委員長武富時敏君 原案ニ決定致シマス、次ハ所得稅、是ハ委員多數ノ意見ハ、

唯今申シマシタ通、會社ノ甲乙ノ區別ヲ廢シテ、十五割ノ稅額ヲ課スルト云フノニナラヌ居リマス

○多田作兵衛君 而シテ附加ノ意見ガアリマス

○委員長武富時敏君 唯今御述ベナサイ

○多田作兵衛君 委員會ノ決議ヲ以テ、政府ニ要求ヲシテ、根本ノ改正案ヲ出サセルコトニ致シタウゴザイマス、萬一政府が出サメト云ヘバ、進シテ議院ヨリ出シテ宜シイコト思ヒマスカラ、サウ致シマスルト、根本ノ所得稅ガ本法ニ代^テ參リマスルト、元來茲ニ五割ト定メテ置キマスルト、自ラ原案ノ趣意モ貫徹スルコト、存ジマスカラ、所得稅ノ現行法ヲ改正スル意見ヲ附加致シテ置キマス

○角田真平君 是ハ明カニ致シテ置キマス、即チ政府が法律改正案ヲ出シテ、吾々ガソレヲ見マシテ、納得フシテ、其上デ十五割が適當デアルト云フコトデアレバ、何時モ同意致シマスケレドモ、次ノ所得ト云フ個人ノモ、元來が累進ニナラヌ居ル

カラ、非常特別稅ノ稅ヲ課ケルノモ、累進ニナシテ居ル故ニ、平常デスカラ累進デ重イ稅ヲ課ケラレルモノハ、多ク所得稅ヲ拂フモノガ、重イ稅ヲ課ケラレル道理カラ云ヘバ、戰時モヤハリ其比例デ重イ稅ヲ、平常背負シテ居ルモノハ、重イ稅ヲ戰時ノ稅ヲ背負フノが當リ前、是が原則ヲソコヘ持テ往シテ、平常ノヲ直シテ、其上平等二十五割課ケルト、五千圓ノ人モ十五割、十万圓ノ人モ十五割、少シモ是ニ區別ガナイト云フノハ、平等ノ如クアルケレドモ、甚ダ不平等ノ道理ニナル、右様ナ次第ゴザイマスカラ、今俄ニ此說ヲ拜聽シテ、ソレデ意見ヲ御出シナリマシタ諸君ニ、容易ク賛同ガ出來マセヌ、故ニ此場合ニハ始終御一緒ニ仕事ヲ致シテ居リマスガ、此場合ニ於テ贊同スルコトハ出來キマセヌカラ、追々政府案デモ出マシタトキニ、能ク分リマシタラ、兎ニ角唯今ハ反對ノ考ヘテ居リマス

○野田卯太郎君 唯今角田君カラ反對說が出マシタガ、私が説明シタナラバ、御分リニナルダラウト思ヒマスカラ……

○委員長武富時敏君 御互ヒニ分ツテ居ルヤウデスカラ、餘り討論ハ必要ハアルマイト思フ

○野田卯太郎君 抑ガ違ヒマスカラ申シテ置キマス、此所謂所得稅法ト云フモノヲ見レバ、第一種、第二種、第三種ト、斯ウナシテ居ル、第一種ハ會社デゴザイマス、第一種ハ公債證書ノヤウナモノ、第二種ハ、即チ箇人ノ部ニアルモノハ累進法ヲ採ツテ居ル、千圓以下ハ幾ラ、一万圓以上ハ幾ラト云フヤウナ、累進法ガズタル、第一種ノ方ニハ抑モ累進法ハナリ、現行ニナリ、ソレデ第一種ト云フモノハ、元トガツデゴザイマスカラ、一ツノモノニ課稅スル法ヲ出スト云フコトハ、是ハ抑モ、是が本當ナコト、考ヘル、ソレヲ甲ト乙ヲ取シテ、同ジ一種ノモノニ累進法ヲヤルト云フモノハ、是ハ間違ツタ話デアル、現ニ此儘ニ稅ガ、即チ戰時費ヲ賦課スルキモ、其法ハ採ツテ居ラナイ、政府ハ斯様ナコトヲスルト云フナラバ、抑々所得稅法ヲ改メナケレバナラヌ、合資會社合名會社ト云フモノニ多ク課ケル、累進法ヲ、適當ト見タナラバ、其法ヲ改メテ出スガ至當ナコト、思フ、ソレデ私ハ政府が此法即チ所得稅法ヲ改メザル以上ハ、已ムヲ得ズ此修正ヲシナケレバナラヌト考ヘル、即チ委員ノ多數ノ說ニ賛成ヲ表シタ所、以テゴザイマス

○波多野傳三郎君 此所得稅ニ就イテハ、甲乙議論ガ岐レタナラバ、多數決デヤツテ仕舞ヒマセウ

○委員長武富時敏君 サウ急ニ出來マスマイ、議論ガ岐レタナラバ、多數決デヤツテ仕

○渡邊修君 私ハ甲乙ノ區別ノコトデゴザイマセヌガ、此所得稅ノコトヲ決議スル以前共ノ理想ニ依リマスルト、財產カラ得ル所得ト、勞力カラ得ル所得ト、區別シタラ宜カ

ラウト思フノアリマス、財產カラノ所得、寝テ居テモズト食ヘルノト、又朝カラ晚マデ動イタ其所得モ、日本デハ同ジ率ニナシテ居リマスガ、是等ハ將來ハ當局者ニ於キマシテ、

改正ノ時機が參リマシタラ、成ルベク區別ヲシテ、法律ヲ施行ヘルト云フヤウナ御方針ニナリ

タイト思ヒマス、殊ニ又本年ハ非常ニ此所得稅ノコトニ就キマシテハ、苛酷ナ取調ベラシ

タ府縣が幾ラモアルヤウデアリマス、何カ大藏省ノ方カラ内訓デモアリマシタ譯アリマスカ、隨分各府縣デ以テ、物議ガ多カタ所ガアルヤウデアリマス、其調ベ方ハドウカト云フナ

ラバ、現在此所得稅ヲ納メテ居ルモノニ向シテ、成ベクソレヲ多額ニ調ベルヤウナ方針ノミ

テ、是迄不正ナコトヲシテ遁レテ居ルモノニ向シテハ、餘リ取調ベラシナカツタヤウナ有様デアル、全體今日ノ所得稅ハ、隨分不公平ナモノデ、僅カニ二十五圓ノ給料ヲ取ルモノ

ハ、正直ニ稅ヲ納メルケレドモ、千圓モニ一千圓モ所得ノアルモノデ、ヅルイモノハ、少シモ所

得稅ヲ拂テ居ラヌヤウナ、今日ノ實況アル、今日世ノ中ニ於テ、都會其外少々町カ、タヤウナ所デ、家族ノ四五人モ養フモノハ、必ず月ニ二十五圓以上ノ所得カナケレバ、生

活ガ出來ヌノデアル、然ルニサウ云フモノガ、脫稅ヲシテ居ル有様デアルカラ、大藏省ニ於テハ充分御注意ニナシテ、成ルベク公平ニ取立テルト云フヤウナコトニナラヌト、唯正直者ハ所得稅ヲ拂フガ、不正直者ハ澤山所得ガアツモ、拂テ居ラスト云フ、今日ノ實況デ

ハ法律ノ效力ガナイヤウニ考ヘラレル、ドウカ此邊ニ就イテ充分御注意アランコトヲ希望致シマス

○佐々木正藏君 私ハ此修正說ニ就イテ、甚ダ疑ヒヲ起ス譯アリマス、總テ此案ヲ議スルノハ、交渉ト云フコトニ束縛ヲ受ケテ、其範圍内ニ運動シテ居ル、即チ書面ニハ政府原案ノ通り、納期ヲ四期ニ分シト云フコトダケニ聽イテ居ル、縱シ甲乙ヲ取ツテ除ケルトシテモ、累進法ト云フヲ今修正サレタ多數說ニ依ルト、五千圓未滿八割ト云フノドモ、總テ累進法ニ依ルテ、此非常稅ヲ取ツテアルノニ、此一箇年ノミ一率ニ十五割トナリ、十万圓以上七十一割ト云フノガ十五割トナリ、此位原案ニ大變動ヲ來タス修正ハ、他ニナイ、斯カルコトヲシテ、宜イト云フナラバ、地租ナリ其他モ根本的ニ變ヘテ差支ナイト云フ議論ガ、出テ來ルデアラウト思フ、個人ノ所得或ハ相續稅法ナト爲シ、斯ノ如キ甚ダシキ原案ニ差ノアル修正ハ、比例上カラモ不當ニ、又交渉條件ヲ異動サセルト云フ方ノ側ニ就イテモ、甚ダシキ異動アル、若シスノ如キ異動ガ出來ルト云フナラバ、地租ヲ初メノ外ノ箇條ヲ動カシテモ宜シイカラウト思フ、即チ此交渉シタカラウト思フ

窮窟ナ書面ノ範圍内デ、運動シテ居ルニ斯ノ如キ變動ヲシテモ差支ナイト云ヘバ、他ノ分モ變動シテ差支ナイト云ハネバナラヌ、敢テ私ハ今修正ハ甚ダ不當ノ修正ト思フ、ヤハリ原案ニシテ且納期ヲ四期ニ分ツト云フコトハヤハリ條件ニナシテ居レバ、サウナシテモ宜

○田中定吉君 私ハ波多野君ノ所得稅ダケ延后期スルコトニ賛成致シマス、他ノハ後ニシタイ（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

○委員長武富時敏君 延バシマスカ

○櫻井駿君 酒稅ニ移ル前ニ、政府委員ニ御尋ねシタ、政府ハ納期ガ今二期ニナシテ

居ルノヲ、四期ニ變更スルト云フ改正案ヲ、提出サレルト云フコトヲ聽イテ居リマスガ、提

出セラレルコトニナシテ居リマスカ、又是ニ同意アルカラ伺ヒタ

○政府委員若観禮次郎君 ソレハ案ヲ提出スル積デゴザイマス

○委員長武富時敏君 酒稅ニ移リマス、酒稅ノ方ハ委員ノ修正ハ、麥酒一石ニ付金五十錢トアルノガ、金壹圓ト改ム、是ダケ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 異議ナケレバ修正通り決定致シマス、次ハ砂糖稅、是ハ委員

ノ修正ハ第一種百斤ニ付金五十錢トアルノガ一圓ト改ム、第二種百斤ニ付二圓三十錢トアルノガ一圓八十錢、第三種百斤ニ付三圓八十錢トアルノガ百斤ニ付金四圓三十錢、第四種百斤ニ付四圓二十錢トアルノガ百斤ニ付四圓七十錢、斯ウナリマス

(「贊成タク」ト呼フ者アリ)

○鈴木藤三郎君 砂糖ノ稅ニ就イテ私ハ聊カ意見ヲ述ベマスルガ、此增稅ノ上三二種ダケガ、單リ五十錢、特ニ廉クナシテ居ル所以ハ、過日政府委員ニ質問シタトコロガ、

二種ヲ五十錢廉クスルノハ、内地ノ二種ヲ保護スルタメ、ソレヲ發達サセンガタメノ精神ヲ含ンテ居ルト云フ、答辯デゴザイマシタガ、之ハ大變感違ビノ結果デハナイカト存ジマス、

ソレハドウイフ譯カト云フト、抑々消費稅ハ申スマデモナク、内外同一ニ課ケルモノデアル

カラ、内地ノ分ダケ廉クスル譯ニハイカヌ、サウスレバ内地ノ二種ヲ發達サセル用ヲ爲サヌ、

サウシテ徒ニ政府ハ必要ナル稅額ヲ失フコトニナル、是が一ツデゴザイマス、ソレカラ又二

種ハ、ドウ云フ風ニナシテ居ルカト云フト、一二種ニ稅ヲ増スト差ガ大變ニナシテ此以上増

ス餘地ガナイト云フ答デゴザイマシタガ、是モ餘程事實ト違テ居ルカト思フ、ソレハ二種糖ノ大部分ハ、十中ノ八以上ハ蘭領印度カラ輸入スルモノデ、其消費高ハ三十五年度ヨリ六年度ノ需要ハ三倍一分二増シ、ソレカラ今年ノ春四月一日ヨリ特別稅ノ掛カタ

カラ、九月マデハ箇月平均ヲ見ルト、六割七分程増シツ、アルノデアル

○委員長武富時敏君 二種ノ稅ヲ増サウト云フノデスカ

○田中定吉君 サウデス

○委員長武富時敏君 簡單ニ願ヒマス

○田中定吉君 サウ云フ譯ニナシテ居ルカラ、茲ニ於テ二種ノ稅ヲ特ニ廉クシテ置クト、

此差ガナクテモ、今現在が此二種ハ需要ヲ増シツ、アルトキニ、特ニ五十錢廉クシテ置ケバ、尙此方が増スト云フコトハ明ラカナ理歟テアル、サウスルト稅ノ大キナニ二種ガ少ナクナッテ、此二種ノ方が需用ガ多クナルコトニナリマスカラ、サウスルト此目的ノ稅額ヲ收メルコトが出來ヌト云コトガ、數字ガ確メルコトデアル、ソレデアリマス、其結果ハ内地ノモノが

發達スルカト云フト、一向發達スル譯ニナラヌノデアリマス、斯ウ云フ譯デアリマスカラ、ソレ私ハ修正ヲ願ヒタ、ドウ云フ譯カト云フト、此稅モ全ク目的ヲ達シマスルヤウニシマ

スル、平等ニ金額ハ一圓トモ八十錢トモ申シマセヌ、要スルニ此度掛ケヤウト云フ方ヲ四等ニシテ掛ケマスレバ、必シモ目的ダケノ收入ハ出來ヤウト思ヒマス、而シテ營業者ハ現

狀維持デ、ドチラデモ幸不幸ガナクテ、一舉兩得デアルト思ヒマス、ドウカ政府ニ於キマシテモ、御都合ノ惡イコトナシカヌ、御同意ヲ願ヒタ、又諸君モドウカ宜シク贊成ヲ願ヒタ、是ハ全ク非常特別稅ノ精神ヲ全クスルノデ、一舉兩得ト思ヒマスカラ、此事ヲ……

○委員長武富時敏君 鈴木君ノ發議ニ贊成者ガアリマセヌカラ、消滅致シマス——

○委員長武富時敏君 修正通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 ソレデハ修正通り決定致シマス、醬油稅ニ移リマス、是ハ修正ガゴザイマセヌ

(「原案通り異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 原案通り決定致シマス、次ハ登錄稅ニ移リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 御異議ガナケレバ原案通り決定致シマス、次ハ取引所稅

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 是モ修正ガゴザイマセヌ、異議ガナケレバ原案通り決定致シマス、

ス、狩獵免許稅、是モ修正ガゴザイマセヌ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 原案ニ決定致シマス、次ハ鑛區稅、是モ修正ガゴザイマセヌ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 原案ニ決定致シマス、次ハ賣藥營業稅、是モ修正ガゴザイマセヌ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 原案ニ決定シマス、次ニ輸入稅ニ移リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 此輸入稅ニハイロク修正ガゴザイマス、皆様御承知ノ案ニ御訂正ニナシテ居ラウト思ヒマス、一々申上ゲマセヌ

(「修正通り異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 御異議ナケレバ修正ノ通り決定致シマス、第三條ニ移リマス

三條ノ方ハ、織物ニ消費稅トアル次ニ蘭ト云フ一字ヲ加ヘタイト云フ修正ガゴザイマス

皆三條ニアルダケ申シマセウカ——三條ニアルノハ、小切手印紙稅修正ナシ、砂金採取

地稅修正ナシ、通行稅二百哩又ハ二百海里以上一等十錢トアルヲ一等五十錢、二等七錢トアルヲ一十五錢、三等原案通二百哩又ハ二百海里未滿一等八錢トアルヲ四十錢、二等五錢トアルヲ二十錢、三等原案通一百哩又二百海里未滿一等六錢トアルヲ二十錢、二等四錢トアルヲ十錢、三等原案通五十哩又ハ五十海里未滿一等三錢ヲ五錢、二等二錢ヲ三錢、三等原案通、ソレカラ「四」ト云フ字ヲ置イテ、織物消費稅毛織物價格百分ノ十五ヲ、毛織物以外ノ織物價格百分ノ十五、蘭括弧テ輸入稅從價一割、米ノ數字が五トナル、ソレダケガ三條ニ對スル修正

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○村松愛藏君 此蘭ノ各種輸入稅ヲ削リテ、貴ヒタイト思ヒマス、ナセナレバ是ヲ輸入シテ、織物トナリ絲トナリ羽二重トナルモノデアリマス、之ヲ削リテ貴ヒタイ、海外輸出獎勵ノ目的ヲ以テ……

- 委員長武富時敏君 修正通り異議がアリマセヌカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 御異議ナキヲ以テ修正通り決定致シマス、次ハ第五條ノ一、是ニハ修正ハゴザリマセヌ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 原案ニ決定致シマス、次ハ五條ノ三、是モ修正ガゴザイマセヌ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 原案ニ決定シマス、第五條ノ四是モ修正ガナシ——原案ニ決定シマス、次ハ五條ノ五モ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ六、是モ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ七是ハ「繭」ト云フ字加ハルダケノ修正
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 修正ノ通決定致シマス、此次ニ長イ修正ガ這入ルノテス、即ち蒟蒻版デ御廻ハシ致シタ修正案ハ、此次ヘ這入ルノテアリマス、ヤハリ一箇條冗審議シテ參ル方ガ、鄭重デラウト思ヒマス
- 野田卯太郎君 鄭重ハ要ラスト思ヒマス
- 東尾平太郎君 全部一括シテ願ヒタイ
- 委員長武富時敏君 ソレデ宜シウゴザイマスカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 ソレデハ委員ノ修正通り決定ト認メマス、非常特別稅法ノ所定シマス、次ハ五條ノ五圓ニモ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ六、是モ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ七是ハ「繭」ト云フ字加ハルダケノ修正
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 修正ノ通決定致シマス、此次ニ長イ修正ガ這入ルノテス、即ち蒟蒻版デ御廻ハシ致シタ修正案ハ、此次ヘ這入ルノテアリマス、ヤハリ一箇條冗審議シテ參ル方ガ、鄭重デラウト思ヒマス
- 野田卯太郎君 鄭重ハ要ラスト思ヒマス
- 東尾平太郎君 全部一括シテ願ヒタイ
- 委員長武富時敏君 ソレデ宜シウゴザイマスカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 ソレデハ委員ノ修正通り決定ト認メマス、非常特別稅法ノ所定シマス、次ハ五條ノ五圓ニモ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ六、是モ修正ガゴザイマセヌ——原案ニ決定致シマス、第五條ノ七是ハ「繭」ト云フ字加ハルダケノ修正
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 修正意見ガゴザイマス、此第二種ノ一石二十圓トゴザリマスルノヲ、二十一十八圓ト修正致シタウゴザリマス、ソレカラ第二種ノ一石三付ニ二十五圓トゴザリマスルノヲ、二十二圓ト修正致シタウゴザリマス、此理由ハ燒酎稅が廉イト云フコトカラ、增稅ニナシテ居リマスケレドモ、非常ニ突飛ナ稅デ、元十六圓ヲ二十圓トシ、十六圓ヲ二十五圓トシ、是等ハ特別デモゴザリマセヌガ、元ノ十六圓ヲ三十圓ト致シテゴザイマス、餘程之ハ苛酷ナ稅デ斯ウナルト、禁止ノコトニナラウト思ヒマス、餘程造石高が減リマスカラ、私ノ修正說ト之ヲ折衷致シタノデゴザイマス、政府ノ豫算ニ依ルト、燒酎ニ多額ノ稅ヲ掛ケルタメニ、之ハ禁止ノ趣意ニナリマス、他ノ清酒デニ割減ズルコトニナラズ居リマスカラ、私ノヤウニ修正致シマシテモ、格別豫算ニ響キガナイト思ヒマス、尙少シク述べマスルガ、此燒酎ハ九州ノ南部ノ方即チ鹿兒島宮崎が多々需用ノアルトコロデ、是等ノ農民等が最モ樂ミニスルノテゴザリマス、之ヲ禁止ノヤウニ、非常ニ高イモノニナルト、非常ニ難儀ヲ加フルノミナラズ、政府ノ收入モ私ノ修正ノヤウニ致シテ、特別差ガゴザリマセヌ、故ニドウカ御贊成ヲ願ヒマス
 (「異議ナシ」又ハ「贊成」又ハ「原案贊成」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 採決シマス、多田君ノ發議ニ贊成者ハ起立ヲ願ヒマス
 起立者 多數
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 多數ト認メマス、他ニ御異議ハアリマセヌカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 ソレデハ今ノ修正ノ外ハ原案ニ決定シマス、酒類及酒精含有飲料稅法中改正決律案——御異議がナケレバ原案ニ決定シマス、麥酒稅法中改正法律案
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 御異議がナケレバ原案ニ決定シマス、沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案
- 多田作兵衛君 沖繩縣ノ密輸出ガゴザリマシテ、其タメニ内地ノ清酒ニ非常ナ弊害リマスル理由ハ、澤山ゴザイマスルガ、要スルニ既製品ニ付イテ延納ヲ許シタナラバ、織物既成品所持者ハ、之ガ販賣ノ便利ヲ得ル結果トシテ、織物ノミ非常ナ打撃ヲ受ケルデアラウ、即チ生產力ヲ萎靡ナラシムルノミナラズ、政府ノ收入ヲ減殺スル眞レガアルト思ヒマス、尙列舉シマスレバ、非常特別稅ノ目的ヲ達シ得ベカラザルヤウニナリマス、サウ修正シタイ、其條文ハ諸君ノ御手許ニゴザイマスル、蒟蒻版ノ原稿ノ方ニ御同意下サルコトヲ、望ムノデゴザイマス

- 關野善次郎君 私ハ委員ノ修正ニ反對、政府案贊成
 ○委員長武富時敏君 他ニ御異議ハアリマセヌカ
- 森懋君 中林君ノ說ニ贊成致シマス
- 委員長武富時敏君 中林君ノ說ニ贊成ガアリマスカラ、已ムヲ得ズ起立ニ問ハナケレバナリマセヌ、中林君ノ發議ニ同意ノ方ハ起立ヲ願ヒマス
 起立者 少數
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 少數デゴザイマス、委員ノ修正ニ別段御異議ハアリマセヌカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 ソレデハ委員ノ修正通り決定ト認メマス、非常特別稅法ノ所得稅ヲ除ク外ハ、決定致シマシタ、次ハ酒造稅法中改正法律案ノ審議ニ移リマス
 ○多田作兵衛君 修正意見ガゴザイマス、此第二種ノ一石二十圓トゴザリマスルノヲ、二十一十八圓ト修正致シタウゴザリマス、ソレカラ第二種ノ一石三付ニ二十五圓トゴザリマスルノヲ、二十二圓ト修正致シタウゴザリマス、此理由ハ燒酎稅が廉イト云フコトカラ、增稅ニナシテ居リマスケレドモ、非常ニ突飛ナ稅デ、元十六圓ヲ二十圓トシ、十六圓ヲ二十五圓トシ、是等ハ特別デモゴザリマセヌガ、元ノ十六圓ヲ三十圓ト致シテゴザイマス、餘程之ハ苛酷ナ稅デ斯ウナルト、禁止ノコトニナラウト思ヒマス、餘程造石高が減リマスカラ、私ノ修正說ト之ヲ折衷致シタノデゴザイマス、政府ノ豫算ニ依ルト、燒酎ニ多額ノ稅ヲ掛ケルタメニ、之ハ禁止ノ趣意ニナリマス、他ノ清酒デニ割減ズルコトニナラズ居リマスカラ、私ノヤウニ修正致シマシテモ、格別豫算ニ響キガナイト思ヒマス、尙少シク述べマスルガ、此燒酎ハ九州ノ南部ノ方即チ鹿兒島宮崎が多々需用ノアルトコロデ、是等ノ農民等が最モ樂ミニスルノテゴザリマス、之ヲ禁止ノヤウニ、非常ニ高イモノニナルト、非常ニ難儀ヲ加フルノミナラズ、政府ノ收入モ私ノ修正ノヤウニ致シテ、特別差ガゴザリマセヌ、故ニドウカ御贊成ヲ願ヒマス
 (「異議ナシ」又ハ「贊成」又ハ「原案贊成」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 採決シマス、多田君ノ發議ニ贊成者ハ起立ヲ願ヒマス
 起立者 多數
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 多數ト認メマス、他ニ御異議ハアリマセヌカ
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 ソレデハ今ノ修正ノ外ハ原案ニ決定シマス、酒類及酒精含有飲料稅法中改正決律案——御異議がナケレバ原案ニ決定シマス、麥酒稅法中改正法律案
- (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
- 委員長武富時敏君 御異議がナケレバ原案ニ決定シマス、ソレカラ酒母醪及麴取

締法案　異議ナキヲ以テ原案ニ決定シマス、酒造組合法案

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 原案ニ決定致シマス、關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長武富時敏君 御異議ガナケレバ原案ニ決定致シマス、ソレヲハ今日ハ之デ散會致シマシテ、次ハ明日……

午後四時四十七分散會

明治三十七年十二月十六日印刷

明治三十七年十二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局